

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は、現在350万人以上とされるほど蔓延している。

これは、肝炎対策基本法からも、国の責めに帰すべき事由によりもたらされるものであることが確認でき、国の法的責任は明確である。

現在、肝炎治療特別促進事業として、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成が実施されているが、対象となる医療は、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、対象から外れてしまう患者が相当数に上っている。

特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状態にある。そのため、重篤な病態に陥りやすく、日常生活に支障を来してしまうことが考えられる。

肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいる。

しかし、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）は、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現制度では、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

よって、国におかれては、次の事項について実現を図られるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

伊勢原市議会